

京都医労連は以下の声明を発表しました。

2021年8月11日

新型コロナウイルス患者「原則自宅療養」方針撤回！

安心して「医療」を受けられるための病院整備、医師・看護師などの増員を！

8月2日、政府は新型コロナウイルス感染症の入院対象を「重症者」に限定する方針を決めた。肺炎などの中等症のうち重症化リスクが低い人は自宅療養とし、家庭内感染の恐れや自宅療養が困難な場合は、ホテルなどの宿泊療養を可能とするというものだ。これまでは、軽症や無症状が自宅または宿泊療養、中等症以上が原則入院の方針を転換するものである。

さらに、新型コロナ感染症対策分科会の尾身茂会長に相談・議論も行わないなど、専門家の意見も聞かずに政府の判断で決定したとなっている。「医療放棄」とも言える今回の方針に、野党だけでなく、政権与党内の自民党や公明党からも批判が相次いだ。「#自宅待機を原則とすることに抗議します」がTwitterでトレンドに入るなど国民的な批判は高まり、各自治体の首長は「従わない」「不明確」と表明した。5日の参議院厚労委員会の閉会中審査で軌道修正をしたが、撤回はしていない。

これまで政府は、国民に行動自粛を求め、感染者が増えると緊急事態宣言を発出し、減少すると解除ということを繰り返してきた。医療提供体制や公衆衛生行政の強化や医師・看護師の人員確保に踏み込まずに放置してきた。さらに、多くの国民が中止や延期を求めてきた東京五輪を強行開催し、間違ったメッセージを国民に発信した。緊急事態宣言中にも関わらず、「人流」を止めることができず、「第五波」の感染拡大となっている。

今回の方針転換は、こうした国の無策と医療制度の「崩壊」を政府が認めたことに他ならない。思い付きの方針転換は、国民の医療を受ける権利を侵害し、救える命も救えなくなる。

無症状、軽症者であってもいつ重症化して急変するかわからないのが、新型コロナウイルス感染症である。有効な治療法がまだ確立していない中、重症化に即座に対応できる体制が必要である。現在、感染者が急増している中、これまでも機能が逼迫している保健所においては、やむをえず自宅療養になっている患者への「医療ではない健康観察」すら十分に行えていない。そのような中、「自宅療養を基本とする」方針転換は、自宅療養者の命を切り捨てることにつながりかねない。

これまでも、自宅療養者が医療を受けられないままに死亡した事例が京都府内でも起こっている。「医療を受けることが出来ないままに亡くなる患者があってはならない。自宅療養ではなく、原則、入院できる体制を、療養施設への医療的整備を」と私たちは求めてきた。ベッドが確保できない、医師や看護師が不足しているが故の「緊急避難的施設」が療養施設ではないのか？自宅療養を拡大する方針は中止し、必要な医療を提供できる療養施設の拡充が必要ではないか。そして、施設には発熱外来等の外来機能も併設する必要があるのではないか。

政府が行うべきことは、無症候感染者を含めた感染の実態を可能な限り明らかにするためにPCR検査の大規模検査を実施し、すべての国民が安心して「医療」を受けられるために病院の整備、医師・看護師などの増員、そしてやむなく自宅療養となっている患者に必要な医療を保障する体制の構築を緊急に進めることである。

以上

京都医療労働組合連合会
執行委員長 勝野 由起恵